

栃木県スキー連盟選手強化対策特別委員会設置要項

(目的)

- 1 この要項は、本連盟規約第 35 条に基づき、栃木県スキー連盟選手強化対策特別委員会（以下「特別委員会」という）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

- 2 特別委員会は、本連盟の選手強化に関し、全国的な競技力の水準に高めるための対策を検討をする。

(構成)

- 3 特別委員会は、理事、部員、選手等 15 名以内で構成し、必要に応じて学識経験者の出席を求めることができる。選任については、理事会で決定し、会長が委嘱する。

(1) 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。

(委員の任期)

- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 委員は再任することができる。

(会議)

- 5 特別委員会は、必要の都度、委員長が招集する。ただし最初の委員会は、理事長が招集する。

(1) 特別委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(2) 特別委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。

(審議事項)

- 6 特別委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

(1) 競技本部選手強化対策に関すること。

(2) 教育本部選手強化対策に関すること。

(3) その他選手強化対策に関すること。

(庶務)

- 7 特別委員会の庶務は、総務本部において、処理する。

(要項の改廃)

- 8 この要項の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

この要領は平成 9 年 9 月 15 日から施行する。

平成 12 年 10 月 28 日一部改正